

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	4 6 2 9	受理年月日	令和 8 年 7 月 6 日
件 名	日本政府の日本国憲法違反の是正及び政府状況打開等		
要 旨	令和 8 年 5 月、カルビーが資材不足によるポテトチップス包装の白黒印刷を発表した。しかし、政府のヒアリング後、発表内容が変えられた。政府発表のナフサは足りている発言に反する内容を公言したためである。更にホンダが自動車のエンジンオイルが不足していると発表した。そこでも政府は介入し、ホンダの発表内容を変更させた。石油不足、ナフサ不足を訴える製造現場の情報公開へ圧力を掛けている。 また、SNSでの国会批判、デモ行進、改憲・国家情報局設置法案、緊急事態条項、個人情報改正案、高額療養費制度改悪、パランティアへの個人情報提供などの危険性を訴える投稿が相次いでいる。サナエトークン、国会議員の帰化歴、皇室典範改正など国民に知られてはまずい高市氏、麻生氏の発言や情報の公開投稿を削除要請し、話題に上らないように、SNS提供会社に日本政府が圧力を掛け続けている。 1 日本国憲法第 13 条、35 条、個人の尊重、プライバシー権 令状なし・司法審査なしでの情報収集は重大違反あり、越権行為である。 2 19 条、20 条、21 条、思想及び良心の自由、検閲は、これをしてはならない 憲法では表現の自由・通信の秘密が保障されている。カルビー・ホンダの発表を阻害したことは、検閲と言論弾圧以外の何物でもない。悪質な憲法違反である。 1、韓国発祥、中国企業が管理するLINEアプリが何度も使用者の同意なく個人情報を収集するアップデートを行っていること、ヤフーと提携後も、何度も情報漏えいを繰り返しているプライバシー侵害、2、グーグル社においても使用者に無断で個人情報収集しているプライバシー侵害、3、声優の音声データを無断学習させた事件、スタジオジブリのイラストを無断学習させた著作権・財産権侵害、これらに対して、政府は規制も罰則も科さず、防止対策を徹底できていない。 にもかかわらず、国家情報局設置法案（国家情報会議設置法案）、個人情報法改正案を出した。個人情報に国外企業パランティアのAIに情報提供をしようとしている。オランダなど諸外国では排除対応が取られている。危険性への認識も適切な知識も、行動も伴わない政府に管理しきれない。 性犯罪、暴行、詐欺、恐喝、養育費の未払い、賃金未払いなど犯罪歴の収集・公表に関しては、部分的に同意するが、遅々とした歩みが何故急速に変わったのか。過去、日本政府は障害者当人の同意なく、避妊、去勢手術を強制した。病歴など健康情報収集は優性思想による選別、徴兵を行う下準備であり、人権侵害である。監視機関、議会への報告義務、司法審査、権限付与、不服申立手続の詳細なども明記されていない。権力者が国民の個人情報を一元管理する危険への歯止めが存在しない。即刻廃案にしなければならない。 3 憲法第 9 条、戦争放棄・戦力の不保持 武器の製造・輸出は重大違反である。ほかでもない原爆を落とされた、戦争放棄を掲げる広島で、武器を製造・輸出する決定を国会が出した。政府に平和維持の意思は毛頭ないという証拠になる。 4 15 条、参政権、罷免権、16 条、公務員の不法行為による損害の賠償 令和 8 年 2 月、大雪が降る悪天候の中、選挙が強行された。高額療養費制度、公的年金の財政難が叫ばれる中、多大な選挙費用発生、悪天候による投票所への移動困難が判明したうえで敢行された。海外在住の国民に対する十分な選挙期間、保障策も取られなかった。投票権及び参政権への妨害行為は明らかであ		

	る。不法行為による損害賠償責任が発生しているが、何ら罰則が科されていない。また、米軍人による性犯罪に関しても再発し続けている。近隣住民への住居侵入、上空飛行による部品の落下への損害も同様である。しかるべき外交による、罰則・懲戒制度、安全への施策が行われていない。明らかな政府による損害行為である。 5 憲法第 25 条、生存権侵害 戦争反対という国民の意思を顧みることなく、財産権を侵害している。投資運用による損害を隠し財政難とうそぶき、公的年金などの給付を出し渋り、文化的で最低限度の生活を営む権利（生存権）を侵害し続けている。 前記同様、米軍人への対応によって国民の安全・財産・生存権が侵害され続けている。滋賀ほか、日本各地で外国人労働者による性犯罪も多発している。エプスタインの大規模性犯罪組織などに対して捜査情報の追加公開、性犯罪者への厳罰、釈放後の G P S 着用義務など安全対策情報も公開されていない。 6 41 条、三権分立 国会は唯一の立法機関であるが立法権が行政への委任状態となり重大違反である。司法・立法・行政による三権分立が完全に機能していない。司法警察職員によるデモへの妨害が続き、政府が警察を私物化している。 7 97 条から 99 条、最高法規 法律、政令、条例より憲法が最優先される。批准した条約・国際法規は遵守されなければならない。こどもの権利条約に批准している以上、エプスタイン事件に毅然とした対応を取らなければならない。 8 第 99 条、公務員の義務 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うとある。前記同様、三権分立はもちろん、犯罪を取り締まる側の警察ですら機能不全に陥っている。 ついては、上記の日本政府による日本国憲法違反について、京都市会議員、京都市、京都府から、日本国憲法遵守・適正運用について、岩手県知事同様に意思表明し、以下の日本政府の是正を願う。 1 言論弾圧、表現規制、情報制限・規制、民主主義の制限・弾圧への即刻廃案 2 国民の同意のない法案の強行採決、強行施行の即刻廃案 3 国民の同意のない個人情報収集の廃案 4 戦争準備、戦争行為、武器の製造・輸出、自衛隊派兵、徴兵の廃案 5 平和憲法改正、皇室典範改正・皇室養子案の廃案 6 犯罪者の帰化歴有無の公表義務化 7 米軍、外国籍、国内外性犯罪者への G P S 着用義務、国民への人権侵害行為の厳罰化、国外逃亡への対処
陳 情 者	
回付委員会	総 務 消 防 委 員 会